

「教育費」を捉える

荒井 英治郎 (信州大学 学術研究院総合人間科学系)

1. はじめに

本稿は、2022年度に開講した教職科目(選択)「現代社会と教育問題」(2022年12月13日)の授業にオンラインゲストとしてご参加いただいたゲストティーチャー(柳澤靖明氏:川口市立青木中学校事務主査)の講演内容を再構成したものである。記録作成に当たっては、山田海智さん、後藤友作さんに尽力いただいた。記して感謝を申し上げたい。

2. ゲストティーチャーの話

(1) 学校事務職員

【ゲスト】本日は、「教育費」を捉えるための話題と、それを捉え直すためのきっかけを提供していきたいと思います。特に、家庭の教育費負担に焦点を絞ります。

学校事務職員は、なかなか記憶に残りにくい存在ですが、一般的には、総務課と財政課と人事課の仕事を1人でやっているイメージです。仕事内容に関しては、公務員ですから、法律に基づいていますが、学校教育法37条に記載されている「事務職員は事務をつかさどる」以外は、何も決められていません。具体的な仕事内容を紹介しますと、1つ目は「物品の購入や管理」です。予算や決算をつくったり、評価したり、それらにより改善を促したりする仕事になります。2つ目は、「就学を支援する制度」の周知徹底や活用促進があります。まとめると、教育条件整備が主な仕事になります。

今日の話ですが、教育費を「捉える」「捉え直す」、この2つがポイントになります。前半では、教育費を俯瞰して「捉える」こと、総量としてどのようなものがどれくらいあるか、社会はそれをどう捉えているか、保護者の負担(支払い能力)、学校現場の取組を捉えます。後半は「捉え直す」ということで、現状が果たして法令とマッチしているのか、社会現象や政策立案、学校現場の課題をお話しします。

(2) 公費と私費

【ゲスト】公費とは、自治体が負担するお金のことで、公金と言われたり、教育委員会から配当される予算と呼ばれたりします。例えば、今の私の学校で、年間の公費は700万から800万円です。それを事務職員2人で予算を立てたり、執行したり、評価をしたりします。公費では子どもたちの机や椅子、教室の黒板やチョークなどを買っています。

この公費は基本的に学校設置者である自治体が負担します。また、人件費も公費です。この公費は国が1/3を負担し、残りの2/3を都道府県(政令指定都市)が負担しています。地方財政法などを根拠に人件費や建物建築費は、必ず公費で賄われると決められています。

これに対して、私費は保護者が負担するお金のことです。学校徴収金や保護者負担金、預り金と呼ばれたり、公金に対して「準公金」と言われたりします。あくまでも公費不足を私費が補っているという理念ですが、私費を集めないと学校が運営できないのが現状です。私が勤務しているのは公立学校ですから、公費で運営していくのが筋だと考えていますが、なかなかそういうわけにもいかない実態があります。8割以上を私費に頼っている公立学校もあります。

(3) 私費負担の種類と法的根拠の有無

【ゲスト】文部科学省が子どもの学習費を調査していて、費用の総量が分かります。小学校で約10万、中学校で約18万の私費、保護者が負担するお金が存在しています。

私費を集める法的根拠について考えていきます。家庭の教育費負担を捉える上で大切となる法的根拠の有無に触れていきます。

学校給食費にはしっかり法的根拠があり、その費用を保護者から徴収しています。学校給食法ではいわゆる人件費や給食室を作る費用は公費で支出すると書いてあります。では保護者が負担したお金は何に使われているかという、基本的には食材料費です。川口市の中学校では、1食320円です。2022年9月から値上げがあり、以前は279円で

した。ずいぶん値上がりましたが、現在はいわゆるコロナ予算という補助金を増額分に充てているため、保護者の負担は増えていません。しかし、その国からの補助がなくなるとおそらく定価に戻ることが予想されます。先の調査によれば、小学校、中学校で平均して約4万5,000円です。これに学校基本調査から児童生徒数を乗じれば学校給食費の総量を捉えることができます。

続いて、補助教材費、ドリルやワーク、実習材料などの費用です。学校教育法という法律には、教科書以外に有益適切な教材を使用してもいいと書いてあります。しかし、補助教材費を集めてもいいといった法令はありませんから、法的根拠は微妙なラインです。実際、川口市の中学校では、補助教材費として2万5000円前後集めています。本当に必要なのか、有益適切なのかなど、教員と対話しながら、補助教材費の必要性を問う実践から平均額よりも1万円以上少ない学校もあれば、積上げ行為のみにより4万円以上も集めている学校があります。

次は、校外学習費です。小中学校では、遠足や社会科見学、修学旅行などがあります。学習指導要領(特別活動)では遠足・集団宿泊的行事とされ、実施の根拠があります。しかし、費用負担を根拠とした法令はありませんから、微妙なラインです。校外学習にかかる経済的負担等には十分配慮することという文部科学省通知がある程度です。

校外学習に対する集金行為はグレーゾーンと考えています。バスの貸切をすると非常に費用が高くなりますし、コロナ禍で定員ギリギリまで乗せるわけにもいきませんから、1台で足りるところが2台必要になる、そうするとまたお金がかかってきます。

「教育費」を捉える

修学旅行以外で林間学校や臨海学校もあります。関連施設の有無など自治体によって費用も随分変わってきます。ちなみに川口市はみなかみ町に川口市立の施設で「水上少年自然の家」があります。ですから、施設使用料の負担はありませんし、加えてバス代も公費で予算化しています。こうして、2泊3日の林間学校に食費等々のみ約3,000円の負担で実施可能ですが、施設がない場合は、2、3万円かかる場合もあります。

そして、学校給食費の次に高額となる修学旅行です。学習指導要領では「特別活動」の部分に定められていることは述べました。最近の疑問は、修学旅行が「卒業旅行」的になっているのではないのかという危惧です。就学援助では経済的に困窮している家庭に対して修学旅行費をほぼ全額補助しますが、イベント性の高い場所（アミューズメントパークなど）には援助が出にくくなりました。学校行事として学習指導要領にある目的を達成できているのかどうか考えていく必要があります。

学級費という一見不明な費用があります。これは主に学級担任の裁量で学級運営に使用するといった定義が与えられていることもあり、とりあえず1人1,000円、40人いたら4万円といった形で徴収されています。先ほど申し上げたように、遠足や補助教材などの徴収の法的根拠は微妙なラインと言いましたが、学級費は執行内容の知らせより先に集金が先行しているため、問題も多く、法的根拠もありません。保護者の立場からしても理解しがたい費用です。学級費で「年間1,000円ください」と徴収され、「そのお金でこんなものを買いました」と年度末に事後報告をされ、「それおかしいのでは

ないですか、返してください」と言うわけにもいかず、黙認・追認するしかないわけです。こうした学級費に対して、川口市では事務職員が中心になってほとんど廃止してきました。「本当に必要ならば、公費で出します」、「本当に必要なら、用途を指定して集金しましょう」といった状態にしました。

生徒会費などの各種会費もあります。これも、法的根拠はありません。生徒会は学習指導要領上で、全生徒をもって組織するとされる特別活動の一環ですから、公費運営を前提とするべきです。また、生徒会費には部活動費が含まれている場合が多いのですが、部活動の地域移行とともに区別していくべきという考えから、今後、生徒会費は廃止していく予定です。

では、部活動費をどうするか。部活動は自発的な参加ですから、部活動費を一律に集めるのもおかしいと考えます。もちろん費用の法的根拠はありません。学習指導要領でも若干触れられていますから、現在の教育課程ではややこしい位置にあります。しかし、次の学習指導要領改訂ではおそらく部活は外れ、学校からもフェードアウトしていくのではないかと思います。だからこそ、部活動費という概念は学校の外へ移行していくべきだと考えます。

(4) 教育格差の問題提起と貧困の問題

【ゲスト】隠れ教育費の実態に関してですが、給食費やワークドリル代など、誰でも知っているものに関しては、お金が発生していることに気づくことができます。しかし、1人総額でどのくらい費用がかかっているかは、意外と保護者も分からないと思いま

す。これを「広義」の隠れ教育費といいます。一方、よく教室で集められるビニール袋、雑巾、さらにはペットボトルなど、学校徴収金としては集めていない、目に見えない部分もあり、「狭義」の隠れ教育費と定義することができます。

例えば、制服や指定品で約10万円かかります。また、先ほどの「狭義」の隠れ教育費で、現物持参は見えないためなかなか費用化できないし、雑巾を縫うなど労力がかかる場合もあります。さらに、京都奈良への修学旅行は約6万6,000円を学校で集めているわけですが、見えにくい私費として、ジャージを買い替えたりとか、リュックとかハンカチ、タオルというものも必要であったり、見えにくい私費は他にも多くあります。

経済学者の橘木俊詔さんは、教育・職業・所得といった親のステータスが強く恵まれていれば、その子どもも恵まれている状態はどうか、と問題提起をしています。また、教育社会学者の耳塚寛明さんは、家庭の経済的豊かさによる学力の格差があると指摘しています。

私もそういう経験が1つありまして、修学旅行費がずっと未納だった生徒で、何とか就学援助に認定させて、費用負担なしで行ける状態になりました。しかし、隠れ教育費の部分が用意できなかったのか、本当のことは分かりませんが、前日に木に登り落ち骨折して行けなくなったという例があります。その真相はどうだったのか、今でも考えています。

(5) 家庭の貧困対策に関する国と自治体の取組

【ゲスト】子どもの学習費調査で学校教育費の推移を見ていきます。公立中学校では2018年で約18万、1998年は約17万円です。しかし、学校外活動費は同年比較、約30万と約26万円です。18年の推移をみると、学校に支払うお金(学校教育費)はそこまで伸びていませんが、学校外で私的に負担している学校外活動費の伸びは、学校教育費に比べて約4倍にもなります。負担できる家庭はどんどん費用をかけて子どもに教育を施していることがわかります。そして、家庭の年収がテストの点数に反映されていることが文部科学省の全国学力調査からわかります。家庭の収入と子どもの点数が、正比例になっています。このように家計収入が学力に影響しています。

では、国は何をしているか。まず格差是正のための就学援助制度があります。学校教育法で、市町村は必要な援助を与えなければならないと書いてあるように、市町村は一定の所得に満たない家庭に対して就学援助を行っています。その援助によって、給食費や修学旅行費が無償になったりします。いま、約7人に1人が利用している状況です。実際には、川口市の就学援助が認定されると年間で大体11万円ぐらいの補助が出ます。しかし、さきほど述べてきた通り、私費を減らす取り組みをしても、それでも14万円程度の家庭負担をお願いする形になってしまいます。先の文部科学省調査によれば、平均18万円です。やはり、就学援助も万能ではありません。

(6) 学校現場の意識

【ゲスト】教育費に関する学校現場の意識

「教育費」を捉える

についてです。本来、事務職員の私が頑張ったから減るということではなく、本当はこの学校でも減らす努力をしなくてはなりません。しかし、管理職によって違ったり、学年主任の采配だったり、自分の経験だったり、という状況が優先され、教育費について責任を持つ雰囲気为学校にないこと＝責任の所在不明確になりがちな問題があります。具体的な問題は、一過性＝属人的であるということです。これでは、問題意識が引き継がれていかないし、その時の校長などによって取組に差が生じる状態です。また、学校現場で多くあるのは、集金額が増えると未納を回収するのが大変だから、額を減らそうという消極的動機です。集金額を減らすことの意義が真に理解されていない状況もあります。真意を議論し、本当に必要かどうかという点を加えていく必要があります。学校現場は、もっと真剣にお金と向き合っていかななくてはならないと考えます。

(7) 義務教育の無償性

【ゲスト】ここから、教育費「捉え直す」ための話に移ります。まず、憲法や教育基本法には、差別されないことや平等を定めた規定があります。義務教育の無償性についても定められています。

それでは、無償の範囲がどこまでなのか、2つの有力な学説を紹介します。1つは、文字通り授業料が無償であり、国は法律を制定して無償化を進めていく必要があると主張する「授業料無償説」です。もう1つは、学問を修めるために必要な費用は全て無償であるとする「修学費無償説」です。

1947年に教育基本法が議論された帝国

議会場で、義務教育の無償範囲について議論されています。今は戦後だから、本当は全部無償にしたいけど、授業料に限定するしかないという答弁がなされています。この時代では授業料と限定的に捉えてはおらず、お金がないから仕方ないという感覚です。さらに1951年の国会では、無償の範囲は本来ならば全てに広がっているけど、今はやむを得ず教科書から無償にしたいと国会で議論されています。

その後、裁判所でも無償の範囲が問題になってきています。教科書代を支払った親が、その返還と徴収の停止を訴えた裁判です。その判決では、無償の範囲は授業料だとされました。しかし、保護者の費用負担を軽減する配慮や努力をすることは望ましいし、個別に法律をつくって無償を実現していくことも必要だという主旨も書かれています。その流れの中で、教科書の無償化に関する法律ができて、現在、教科書は無償とされています。しかし、なかなかランドセル無償法やドリルワーク無償法といった続くものが出てきていないのが現状です。1970年の国会では「無償」が建前とされ、1980年には無償の理念が矮小化され、2018年では「授業料」と確定されているという答弁になっています。

しかし2022年、政権与党が義務教育での教育費の無償化に対するプロジェクトチームを立ち上げて、翌年の予算要求に反映させたい、翌々年からさらに無償化を進めたいという流れになっています。保護者の経済力により、子どもの教育(学力)が左右されることは望ましいことではありません。どんな家庭状況でもひとしく教育を受ける権利を保障するためにも無償性の実現は必

要です。

例えば、ジャーナリストの池上彰さんも、たまたま生まれた家がお金持ちだから良い教育を受けられる、あるいは、貧しかったから教育を受けられないということではなく、スタートは同じにする必要があると主張しています。憲法学の領域からも、高橋和之さんは憲法にある平等は教育にも関係し、個々が置かれた状況を考慮して、機会均等の平等を保障するべきだと言われています。教育社会学者の松岡亮二さんは、教員になる人は大学の教育課程で教育格差を学ぶ必要があると述べ、本人ではどうにもならない初期条件で、学力や教育に格差が出てしまうのは違うのではないかという指摘もしています。

経済的に豊かな家庭まで無償にする必要はないという議論があります。経済的に困窮している家庭には就学援助があるという論理です。就学援助制度を捉え直すときに重要なことは、私費負担をカバーする制度設計になっていることを理解することです。私費負担になる給食費や教材費など、お金がある家庭は私費で払い、お金がない家庭は就学援助制度で援助してもらえばいいという論理だと、要するにその部分は私費負担でいいということが固定化、さらには拡大されてしまう可能性があります。例えば、現状のオンライン教育にも私費負担があたりています（家庭のWi-Fi設備やデジタル教材アプリなど）。そして、厳しい家庭は就学援助で援助しようという流れになっていますが、そうするとオンライン教材も私費負担ということが固定化、拡大化する可能性もあります。ですから、就学援助はあくまでも応急処置であるという捉え直しが必

要です。憲法が保障する無償は、選別的に現金を給付するという厳しい家庭に対して就学援助で現金を給付することではなく、普遍的に全員に対して現物(教育)を給付していくことを要請しています。

(8) 学校現場における事務職員の実践

【ゲスト】学校徴収金を減らしたり、教育費を適正にしていったりすることと関わって、学校現場で実践していく上で大切なことは、計画を立てて執行し、しっかり振り返りを行うことです。なかなか学校では、特に費用面でPDCAサイクルの評価を意味するCが欠け、A(改善)が検討されないため、来年のP(予算)というところで改革ができません。徴収計画を立てる際(P)、見直し行為(C→A)がなければ減らすことはできません。そのため、使った(購入した)ものを評価する部分が重要になってきます。評価実践は、学校現場で事務職員だけが動くのではなく、研修などを実施し、学校全体で教育費を議論できるような体制にしていく必要もあります。評価の土台づくりです。

例えば、校内研修で、私費負担の各種予算額を校内で共有するだけでも教職員の認識が変わってきます。また、川口市の予算は約2200億円ですが、給食費を無償化するには、その1%の22億円必要となります。では、その1%をどう考えるか、多いのか少ないのか、給食費に充てるべきなのかどうかを議論のきっかけにしています。さらに、保護者や教職員の意見を抽出し、学校評価政策に載せて議論することもしています。例えば、保護者の意見により、上履きと体育館シューズを一本化したり、柔道着を買わ

「教育費」を捉える

せるのではなく学校で用意したりして教育費負担が減っていくこともありました。現状が当たり前ではないという捉え直しです。

また、「教材等費用対効果検証シート」を教員と共有し、各教科領域で買ったものを評価してもらい、授業で有用だったかを考えてもらうきっかけにします。教材購入に関する認識を改めて考えてもらおうと思って作りましたが、授業をするのは教員だから、教員がお金を集めて買えばいいのではないかという意見も出ます。しかし、それでは保護者の負担は減りませんし、公費の参入ができません。そのため、財務担当者の事務職員とともに計画を立てていくという理念を大切にしていかなければなりません。例えば、中学校理科では無脊椎動物の単元で、脊椎動物と比較して共通点や相違点を扱うことが学習指導要領に書かれています。そのため、観察用に「イカ」が必要になることもあります。学習指導要領にも教科書にも載っている観察ですから、公費で買うべきだと思いますが、補助教材費や理科実験費などという学校徴収金からイカを買ってしまう事例も多くあります。そういった状況で、イカを公費で買えるようにしていくのが事務職員の仕事であり、教員の教育費感覚を捉え直すことに繋がります。イカも授業で使う教材だから公費で出すという捉え直しが必要です。もちろん「生」のイカでなくても良いという捉え方もあります。無脊椎動物だということの観察ができればいいわけですから、少々高いですが腐らず毎年使用できる解剖用の布製モデルを買ってもいいわけです。ただ、もちろん、生の良さもある。また、冷凍でもいいのか、生である必要があるのか、考えていくことも必要

です。このように当たり前を見直す、捉え直すといっても色々な方法や見方があります。ほかにも、小学校ではメジャーな教材として算数セットがあります。すべてそろった算数セットでなく、必要性を吟味した算数「小」セットでも問題ないなら小セットを保護者に買っていただく、学校で用意しておくなど、本当に必要なかを考えていく作業と費用負担者を再考する作業も捉え直していくことが重要です。

最後に、公立学校の役割と責任を考えます。それは、社会の格差を再生産しないこと、社会の富を再分配することです。社会に格差があるのは資本主義的に仕方がないことですが、それを学校に持ち込んではいけません。家庭の教育費負担や家庭の経済格差が、学校での経済格差や教育格差に繋がってはいけません。そのためには、社会の富である税金を再分配していくことが重要であって、授業料だけではなく、家庭の教育費負担も減らしていく無償性の実現が必要だと考えます。

本日、教育費を捉えるために、教育費を俯瞰してみました。そして後半では教育費を捉え直すための視点を提供しました。知識は認識を変えます。教育費をさらに捉え直し、認識を変えることに繋げてほしいと思います。子どもの教育を受ける権利を保障するためには必要な取組です。

(9) 質疑応答

【参加者】私の市で、通学費補助を出す案が出ています。交通費を市が出すと、定期券で休日に遊びに行くことができなくなるなど、融通が利かなくなったりするのでしょうか。

【ゲスト】確かにそういう考えも出るかもしれませんね。就学援助でも通学費という項目はありますが、その支給経験がなく、知っているかぎりでは、交通費に公費を出す状況に出会ったことがありません。そのため、土日の遊びなどにも対応するかという議論の経験はありません。しかし、個人的には、その定期券に公費があてられていたとしても、遊びと区別する制限は必要ないと考えます。回数券ではありませんし、公費をあてた公営バスを安価で提供している自治体も多いですからね。

【参加者】、部活動の費用が公費になった場合、部活動によって試合や用具などでかかってくるお金も違ってきます。どのように平等性を保てばいいのでしょうか。

【ゲスト】部活動費を全額公費で出している例も聞いたことはありません。川口市では、1人1,000円分ほどの公費が配当されています。例えば、将棋部は年間1000円で十分ですが、吹奏楽部は年間1000円では足りません。その状況で、公費負担する部分を一律にし、後はどの部活動をやるのか、子ども自身に選択してもらう形が良いのではないかと思います。

【参加者】私費で家庭から集金する場合、どうしても払えない家庭もあるかと思いますが、どのように対応されているのですか。

【ゲスト】まず、「払えない」状況を整理します。困窮状態であれば、就学援助を勧めるのが得策です。一度に多額の出費が厳しい

のであれば、分割を勧めます。未納額が3万円ならば5回に分けて6,000円ずつ払ってもらうこともあります。もちろん支払い期限もあります。そのため、年度当初から分割的な支払い計画を立てています。支払総額は、予算が決まった時点で決定しますから、どうすれば家庭に負担がかかりすぎないようにできるかを工夫します。しかし、根本的には集金額を減らしていくこと、無償性の実現に向けた取組が必要だと考えます。

【参加者】早い段階から各家庭に確認をして、計画的対応をされているのですね。

【ゲスト】そうですね。5月前後には年間集金計画を示し、ご協力をお願いします。5-8月の4ヵ月で分納してもらおう計画を立て、9月時点で未納が生じていても、それ以降の月で再分割が可能です。また、支払いが厳しそうな家庭には、早めに就学援助制度や生活保護制度などにも繋げる。学校は、「貧困対策のプラットフォーム」と言われたりしますが、事務室は「お金のプラットフォーム」となります。事務室に入ってきた情報をどこにどのように繋げるか、ケースバイケースで対応をしていきます。

【参加者】給食費の集金に法的根拠があるとのお話がありましたが、払わない、払えない家庭に法的措置をとることはありますか。

【ゲスト】少額訴訟という裁判の方法があり、その訴訟費用の一部を公費負担する自治体がありました。ただできるだけ電話で対応して、なんとか持ってきてもらえるように工夫してきましたから、実際に裁判ま

「教育費」を捉える

で起こしたことはありません。全国では裁判まで起きた事例はあります。法的根拠があり、実際食べていますから、保護者側が勝った事例はありません。

【参加者】公費を増やす方法には何があるのでしょうか。

【ゲスト】税金をあげるという、そもそも論の話ではありませんね。限られた予算をどのように分配するか、本日の話では教育費により多くの予算を付けるかということですね。学校の公費を扱っている部署は3カ所です。学校現場、教育委員会、そして大元となる自治体の財政当局です。その3つが複雑な関係になって一筋縄ではいかない難しい状況があります。教育委員会は財政当局に、予算を要求することができます。しかし、教育委員会と学校の関係は要求できる関係にはなく、学校はその状況報告を教育委員会にするだけの関係です。ですから、学校現場から教育委員会へ状況を上手に報告し、教育委員会の職員が尽力して、財政当局と予算折衝をし、予算を取ってきってもらうしか方法はありません。それでも教育委員会によっては、学校からの要望に対して予算を配当してくれるところや、学級数や児童生徒数を按排した配当方法のところもあります。

そこで必要になるのは、教員や事務職員、さらには管理職なども含めた学校全体で教育費に関することをしっかり考えていく意識です。公費が足りないから教育委員会に要求するのではなく、簡単にお金を出してくれる保護者に意識が向き、そこに頼ってしまうような状況を改善しなければなりま

せん。この状況が長く続き、私費負担が膨らんでいき、さらには固定化してしまっているのです。あくまでも公費が足りないから、私費で補うためにお金を徴収させてもらっているという感覚を学校現場に根付かせる必要があります。

【参加者】川口市の取り組みは、どのように進めてこられたのでしょうか。

【ゲスト】川口市の公立小中学校は79校あり、事務職員も100人弱いますから、コンセンサスを得るのは難しいです。まず事務職員＝財務担当者ということ、川口市の規定として策定してもらえるように、要綱を作り、事務職員会という組織で教育委員会へ提案をしようと呼びかけました。「そうすると仕事が増えるのではないか」という意見もありましたが、事務職員がやらないと教育費に責任を持てる人がいないということで、理解してもらいました。

それから10年以上経っていますから、事務職員は財務担当者＝教育費のことを考える職種という認識は広がってきました。次のステップとして、私費負担を減らす、公費負担を増やす実践に意識を向けていく必要があると考えています。そのための土台として、事務職員が講師となり、教員の初任者研修で教育財政領域を毎年担当しています。また、事務職員会のみならず、共同実施や共同学校事務室という官製的な組織による実践も進めています。任意団体ではない分、教育委員会との連携も取りやすいです。

【参加者】私費を減らすために、教育の質を保ちながら教育費自体を抑える議論、副教

材は本当に必要かといった議論はあるのでしょうか。

認識を変えたという機会は大事にしてほしいと思います。

【ゲスト】先ほど補助教材費を約1万円下げた事例を紹介しましたが、費用負担は下がっているにも関わらず、学力は向上しているという結果もありました。逆に言えば、教材が多いから学力が上がるわけではないということです。そういう部分もちゃんと見せていく、考えていくことは必要だと思います。また、本当に教科書だけでいいのかという議論は確かにあります。補助教材が必要なら国が保障＝公費負担すべきだと思います。もちろんそのための財源も必要です。当事者だけではなく、国民全体で考えていくべきことです。

みなさんが、新採用として学校に赴任したとき、「あれ、大学で学んだことと、全然違う」ということもあるかと思います。特に教育費に関しては、私が言ったことが学校現場では全然通らないこともあるかもしれません。しかし、その「あれ」という思いを大事にしてほしいです。初任者としてやることや覚えることが多くある状況では、特に教育費の部分とは疎遠になってしまうかもしれません。そして、その状態が続くと、それが当たり前になってしまいます。採用間もない頃は会議で発言するのは難しいかもしれません。勇気だけではなく、組織的なことや対人関係の事情もあるでしょう。しかし、今日学んだこと、考えたこと、認識が変わったことは、10年後、自分の実践に繋がるかもしれません。

つまり「簡単に染まって欲しくない」ということです。すぐに実践や行動に移すことは難しいかもしれませんが、培った知識が